

「共謀罪」成立強行に抗議、断固廃案を求める

「共謀罪」の趣旨を含む改正組織的犯罪処罰法が6月15日朝、参院本会議で自民、公明の与党と日本維新の会の賛成多数で可決成立。与党は参院法務委員会での審議を打ち切り、参院本会議で直接採決する「中間報告」を強行した。

数の力で議論を封じ、異例の手続きで幕を引くことは許されることではなく、加計学園など数々の疑惑の追及から逃れるためとの謗りを免れない。

審議の過程で、「一般人は捜査対象にならない」と衆院では繰り返していた答弁が参院で「あり得る」と一転。捜査機関による恣意的な運用や監視の強化などのおそれがかえって強まっている。新法の必要性についても、政府は国際組織犯罪防止条約を締結するため必要と説明するが、なくても締結は可能と日弁連や法学者からは指摘されている。その条約締結をもとめている国連の特別報告者から示された懸念にも、政府はまともに答えようもしない。審議時間も日本の刑事法の原則を根底から覆す内容の重要法案にもかかわらず、衆院で約30時間、参院では20時間足らずである。

特定秘密保護法、安全保障法制、そして「共謀罪」と数の力による政権の横暴が続き、安倍首相は「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と期限を切って改憲意欲を語る。この強権姿勢の政権の下で、戦後、先達が築いてきた民主主義、平和主義が大きく後退しようとしている。

国民監視で思想の自由やプライバシーが脅かされ、市民の国に対する発言や行動を萎縮させるような社会を私たちは望んでいない。手続きにおいても内容においても問題の多いこの法案の成立強行に抗議するとともに同法の廃案を断固求める。

2017年6月15日

京都府保険医協会理事長 垣田さち子